

軽井沢スキーバス事故を受けた対策について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故により、13人の将来ある若者の命が突然に奪われた。悲惨な事故を二度と繰り返さないという強い決意のもと、同年6月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめ、これを着実に実施している。



安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策の概要

85項目にわたる再発防止策を引き続き推進。

総合的な対策	主な実施項目
(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化	27 / 27項目 着手済 <ul style="list-style-type: none"> ・初任運転者等に対する指導監督内容の拡充 ・ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等 ・運行管理者の資格要件の強化 ・運行管理者の必要選任数引上げ ・夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け ・補助席へのシートベルトの装着義務化 ・整備管理者向けの研修・講習の拡充
(2) 法令違反の早期是正，不適格者の排除等	21 / 21項目 着手済 <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反の是正指示後30日以内の是正状況確認監査の実施 ・複数回にわたり法令違反を是正しない事業者の事業停止・事業許可取消 ・輸送の安全に関わる処分量定の引上げ ・使用停止車両割合の引上げ ・悪質性や事故の重大性等を助産した事業許可取消等（一発取消し）の導入 ・運行管理者に対する行政処分基準の強化 ・事業許可の更新制の導入，安全投資計画，事業収支見積書の作成義務付け ・輸送の安全確保命令に違反した者に対する罰則の強化 ・事業許可・運行管理者資格・整備管理者資格の欠格事由の拡充
(3) 監査等の実効性の向上	10 / 10項目 着手済 <ul style="list-style-type: none"> ・監査対象の重点化による国の監査業務の見直し ・適正化機関の活用による監査の重点化
(4) 旅行業者，利用者等との関係強化	20 / 20項目 着手済 <ul style="list-style-type: none"> ・下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置 ・旅行業界・貸切バス業界の共同で，手数料等に関する第三者委員会の設置 ・安全情報の国への報告義務付け ・ランドオペレーターに対する規制の新設
(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進	15 / 15項目 着手済 <ul style="list-style-type: none"> ・ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進 ・車体へのASV搭載状況表示 ・車体構造の強化 ・デジタル式運行記録計等の導入支援

平成29年度には、主に次の措置を実施している。

貸切バスの事業許可の更新制の導入

- 平成28年に改正された道路運送法により導入した貸切バスの事業許可の更新制を29年4月から開始。

貸切バス事業許可の更新制の導入

貸切バス事業許可の更新制の導入
(H28.12 法改正 H29.4~ 施行)

- 貸切バスの事業許可に5年ごとの更新制を導入し、不適格者を排除
- 新規許可・更新許可の申請時に、「安全投資計画」及び「事業収支見積書」の作成を義務付け

「安全投資計画」等の作成義務付け
(H28.12, 2 省令改正等 H29.4~ 施行)

安全投資計画

- 運転者、運行管理者、整備管理者について (別紙1)
- 車両の取得予定車両・保有車両について (別紙2)
- その他安全確保について (別紙3)

適切な単価を前提とした適切な体制に関する計画

導入しようとする車両及びその整備に関する計画
※予防整備のガイドラインに準拠

その他安全確保のために必要な事項に関する計画
※ドライブレコーダー、セーフティバスマーク認定申請等

+

事業収支見積書

項目	内容	単価	数量	金額
運転者	運転者	10,000	1	100,000
	運行管理者	15,000	1	150,000
	整備管理者	15,000	1	150,000
車両	取得予定車両	2,000,000	1	2,000,000
	保有車両	1,000,000	1	1,000,000
整備	予防整備	50,000	1	500,000
その他	ドライブレコーダー	10,000	1	100,000
その他	セーフティバスマーク認定	50,000	1	500,000
合計				4,200,000

◆許可を行わない場合◆

- ・人件費、車両整備費等について、所要の単価を下回る単価に基づく収支見積となっている場合。
- ・計画上、5年間連続で収支を赤字としている場合（収入には他事業収入も含む。）。
- ・新規許可については、申請直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過である場合。
- ・更新許可については、申請直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ、申請直近3事業年度の収支が連続で赤字である場合

※上記（安全投資計画及び事業収支見積書関係）以外に許可を行わない場合は、以下のとおり。

- ・法令試験の正答率が90%未満の場合（貸切バス事業者安全性評価認定制度において、一ツ星以上を取得している事業者は試験免除）。
- ・前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して行政処分を受けている場合。
- ・前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合であって、更新許可申請時まで認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合。

適正化機関による貸切バス事業者の巡回指導の開始

- 平成29年6月までに全国10ブロックで適正化機関を指定。
- 同年8月から各ブロックに設けられた適正化機関による貸切バス事業者の巡回指導を開始。

貸切バス事業者の運行管理者の必要選任数の引上げ

- 平成28年に改正された旅客自動車運輸規則に基づき、営業所ごとの運行管理者の必要選任数を29年12月から引上げ。
- 従前は車両数30両ごとに1名であったところ、20両ごとに1名（100両以上分については30両ごとに1名）かつ最低2名必要と改正。

貸切バス事業者のドライブレコーダーによる映像の記録・保存等の義務付け

- 平成28年に策定等された告示に基づき、ドライブレコーダーによる映像の記録・保存やその記録を活用した指導監督を29年12月から義務付け。

ランドオペレーターの登録制の開始

- 平成29年に改正された旅行業法に基づき，導入したランドオペレーター（旅行サービス手配業）の登録制を30年1月から開始。

現状・課題

- 旅行サービス手配業者（いわゆるランドオペレーター）に旅行手配を丸投げすることにより、**安全性が低下する事案の発生。**
- 訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提とした土産物店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の実態があり、是正が必要。

改正概要

- ① 旅行サービス手配業者を**登録制**を創設（第23条）
- ② 旅行業務取扱管理者又は**旅行サービス手配業務取扱管理者**（※）の選任を義務づけ（※研修及び効果測定にて資格取得）（第28条第1項）
- ③ 管理者に対して**定期的な研修受講の義務付け**（第28条第6項）
- ④ **書面交付**を義務付け（第30条）
- ⑤ バスの下限割れ運賃による手配等**禁止事項を明示**（省令）（第31条、第32条）
- ⑥ 業務改善命令、登録取消等の**処分・罰則を整備**（第36条、第37条、第74条等）

旅行サービス手配業務取扱管理者

- **営業所ごとに、一人以上の管理者の選任が必要**
- 取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するために必要な事項についての管理・監督を行う
- 定期的な研修受講（5年ごと）

書面交付義務

- 契約内容について取引の当事者が正確に理解し、**旅行の安全を制度的に担保するため、旅行者・サービス提供者双方への書面交付を義務づけ**

<書面記載事項>

「旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容」等国土交通省令で定める事項を記載
 (例) 旅行に関するサービスの内容
 旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名 等

国や貸切バス事業者等の関係者で引き続き諸対策を推進し，貸切バスの安全・安心の確保に万全を期していく。